

日薬業発第 282 号
令和 2 年 9 月 11 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
副会長 宮崎 長一郎

日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設調整依頼申請受付」に係る
情報周知のお願いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医療薬学会が実施する「地域薬学ケア専門薬剤師制度」については、日薬業発第 82 号他にて、同制度へのご協力などをお願いさせていただきましたところですが、今般、日本医療薬学会より同制度の研修施設調整依頼申請の受付（マッチング受付）につき、別添のとおり依頼がありました。

依頼事項では、地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規定細則第 1 条第 5 項（基幹施設でのカンファレンスに参加困難な場合の規定）の運用規定未整備のため、都道府県薬剤師会にて申請を受け付けた際、「研修先決定に至った基幹施設に通い、同一基幹施設で研修を 5 年間履修すること」について、申請者に周知及び意思確認をしていただきたい旨等、依頼されました。

つきましては、貴会会務ご多忙の折、大変恐縮ですが、研修施設調整依頼申請の受付に際して、申請者への意思確認など、別添の日本医療薬学会からの依頼につき、ご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、日本医療薬学会のホームページ上でも本会に依頼されております内容について掲載いただくよう依頼しておりますことを申し添えます。

2020年9月8日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

一般社団法人日本医療薬学会
地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会
委員長 出石 啓治



「2020年度 地域薬学ケア専門薬剤師研修施設調整依頼申請受付」に係る情報周知のお願い

平素より地域薬学ケア専門薬剤師認定制度につきまして、多大なるご協力を賜り心よりお礼申し上げます。先日、当学会で開催されました地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会で協議された事項につきまして、貴会にお願いさせていただくことになりました事項です。

地域薬学ケア専門薬剤師の認定取得につきましては、地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹研修施設）において5年間の研修（連携研修）が必要であり、現在、各都道府県薬剤師会にそのマッチング（基幹施設と研修希望者間の研修調整）をお願いしているところですが、今般、貴会より各都道府県薬剤師会に、マッチングに関する次の取り扱いを周知いただきたく存じます。お手数ではございますが、本件へのご理解ならびにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

■ 周知事項

1. 研修調整依頼申請者への情報伝達のお願い

研修調整依頼申請者に「今回の研修調整依頼の申し込みに際して、決定に至った基幹施設に通り、研修を履修できなければならない」ことを周知ください。

2. 研修調整依頼者への連携研修に関する意思確認のお願い

研修先の決定前に、研修調整依頼申請者に「5年間を通じて、同一基幹施設で研修を継続できること」に係る意思をご確認ください。

※ 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程細則の第1条第5項について

本規定は、基幹施設でのカンファレンスに参加困難な場合の取り扱いとなっておりますが、現時点で当該規定の運用ができる状況ではございません。今後の議論が進み具体的な運用ができるまでの期間、当該規定の適用を停止いたします。